# 第1章

# なぜ、いま「子どもの権利条例」なのか

# 📲 1 子どもの権利を論ずることの意義

「子どもの権利」という言葉を耳にすると眉をひそめる大人たちが少なからずいます。 「これ以上子どもたちに権利を与えるとわがままになって困る」という声も聞こえてき ます。

しかし、児童虐待・いじめ・体罰・不登校など、子どもが加害者になるよりは、被害 者となって苦しんでいるケースのほうが圧倒的に多く、どうひいき目に見ても子どもた ちが、毎日を「安心して、自信をもって、自由に」生きているようには見えないのです。

大人のみなさんは、自分たちの子ども時代と比べて、今の子どもが本当に幸せになっ たと心から思うことができますか。

私たちが「人間らしく生きるために欠かせないもの」を基本的人権といいます。とこ ろが、長い間、その「人間」の中に子どもは含まれてはいませんでした。子どもの権利 という考え方が歴史に登場するのは 20 世紀になってからのことです。そしてこれが一 つの体系的な概念として国際的に承認され、法的な厳密さをもって確立されるのは、平 成元年(1989年)11 月 20 日の国連総会第 44 会期において「子どもの権利条約」が採択 されて以降のことなのです。日本はこの条約を 4年半後の平成 6年(1994年)4月22日 に批准したのですが、世界の中で158番目でした。そして、翌月の5月22日からいよ いよ日本において効力をもつようになったのです。

### (1)子どもの権利条約が大切にしていること

子どもの権利条約は、子どもの「人格の完全にして調和のとれた発達」のために「子 どもの権利」が、子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求めた条約です。

この条約の特徴は、子どもが単なる「保護」の対象ではなく、「権利の主体」として 認められていることです。これまで大人は、子どものことを思うがあまり、逆に子ども の気持ちを尊重することなく、「これが子どもにとって最良のことなのだ」として押し つけてきたことが多かったように思います。しかし、子どもの権利条約が一番大切にし ていることは、「子どもの目線に立って子どもの意見を聴くこと」です。すなわち、大 人は、権利の主体である子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図 り、意思疎通や意見交換の中から子どもの「最善の利益」を発見し、それを実現するこ とが求められるのです。

そのため、条約は、子どもに意見表明権(第12条)を保障しました。これは、子どもた

ちに、自分に関係する全ての事柄について、大人に対して気持ちや意見を述べる権利を 認めたものです。これからの大人は、子どもたちの気持ちや意見を聴く場を設け、出さ れた意見に対しては誠実に回答していくことが必要になります。

## (2)子どもの権利の本質は何か

明治の人は英語の「Right」を「権利」と訳しました。「権」は権力を、「利」は利己主義をイメージさせますが、英語の辞書を引くと「Right」(名詞)の訳として、「正義・公正・正しい行為」等が並んでいます。

「子どもの権利条約」にいう「権利」は、子どもにとって「正しいこと、当然のこと」 という意味なのです。

子どもの本質は、当たり前のようですが、「やがて大人となる」ということです。子ども時代に充実した生活を送り成長・発達していけばすばらしい大人になっていく可能性が誰にでもあります。そこに私たちは未来への希望を託しているといってもよいでしょう。私たちは、この「成長・発達する権利」こそが子どもの権利の本質にほかならないと考えます。そして、それを支えるのが「意見表明権」なのです。

子どもは、充実した子ども期を経ることにより、はじめて人権感覚の豊かな大人になることができます。そのためには、大人が子どもを無視することなく、「対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えること」の積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつことがとても大切なのです。

子どもは、家庭・学校・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。大人が子どもの権利を認めるということの本質は「子どもの意見を聴いて、それに誠実に応答すること」ですが、これが試される最も重大な場面は、大人と子どもの意見が対立するときです。意見表明権を保障した趣旨からすると、大人の意見と子どもの意見が一致しない場合には、大人の側に、「なぜ、君たちの意見を受入れることができないのか」をきちんと説明する義務があります。その説明ができない限り、大人の意見は子どもに対する押しつけになります。

このように意見表明権は、子どもの本質につながる重要な権利であり、子どもは、自己に影響を及ぼすすべての事柄について、それが決められる手続きに参加して自分の意見を言うことができ、大人はそれを尊重しなければいけません。すなわち、大人は、子どもの意見を聴きながら、子どもにとって「最善の利益」とは一体何なんだろう、と考えなければならないのです。その結果、子どもの意見とどうしても折り合うことができず、最後は大人の責任で「子どもの最善の利益」を判断しなければならない場合もでてくるでしょう。しかし、大人が真剣に子どもの意見を聴いて、誠実に対応した結果であれば、子どもも納得するはずです。果たして、そこまで出来るかどうかは、すべて、大人の人権感覚と力量にかかっているといってよいでしょう。

このように、子どもの権利を認めるということは、「子どもの意見を聴いて、それに 誠実に答える」、そしてその中から「子どもの最善の利益」を発見することであって、 決して子どもの言いなりになることではないのです。このことを改めて、しっかりと確認しておきたいと思います。

## (3)「権利と義務」の神話

これまで述べましたように、子どもの権利の本質は「成長・発達する権利」であり、それを支えるのが、意見表明権なのですが、子どもの権利条約は、それに加えて、大人を含む全ての人に保障される一般的な人権(たとえば「表現の自由」「思想・良心・宗教の自由」「結社・集会の自由」など)も網羅的に保障しています。この点について、「そのような権利を認めると、子どもたちが勝手気ままに振る舞うようになり、わがままを増長する」などと心配する声も聞かれます。また、「権利と義務は表裏一体であるから、権利を主張するなら義務をきちんと果すべきだ」という主張をする大人もいます。果たして、義務を果たさなければ子どもに権利は認められないものなのでしょうか。

先ほど、「権利」というのは、子どもにとって「正しいこと、当然のこと」であると 説明しましたが、より詳しくいうと「子どもの権利は、子どもが一人前の人間として成 長していくうえで必要不可欠なもの」ということになります。したがって、それは、何 かの義務を果たすことを条件に認められるようなものではなく、人間が人間として生ま れた以上、誰に対しても無条件で認められるものなのです。

ところで、人間が一人無人島で生活するならいざ知らず、社会の中で生きていく限り、他人の権利との衝突が生じます。そこでは、どうしても他人の権利との調整が必要になります。この調整のルールがないと力の強い者の権利だけが実現され、弱者の権利は踏みにじられてしまいます。「調整ルール」の精神は、お互いの権利を尊重し合うことにほかなりません。

問題は「調整ルール」としてどのような制約を互いに認め合うかということなのですが、これまで大人たちは、子どもたちの意見を聴いてその「制約」の合理性を検討することは少なかったように思います。多くの場合、子どもたちの意見を聴くことなく、一方的に「制約」を課し、大人たちはそれを「子どもたちの義務」と説明してきただけだったのではないでしょうか。

繰り返しますが、権利を主張するということは、自分の意見を押し通すことではなく、 お互いに権利を尊重し合うということなのです。この「お互いに尊重し合う」という言葉を噛みしめたいと思います。

## **2** なぜ、条例をつくらなければならないのか

「子どもの権利条約」があるにもかわらず、わざわざ札幌市が「子どもの権利条例」をつ くらなければならない必要性はどこにあるのでしょうか。

## (1)「子どもの権利条約」と日本の現状

札幌の子どもたちは、北海道の大自然の中でのびのびと暮らしているようにみえますが、「第2章 札幌の子どもたち」で分析されているように、様々な権利侵害の中で苦悩している実態があります。国連子どもの権利委員会は、平成10年(1998年)8月5日の第1回日本政府報告の審査において、日本の子どもたちの現状について、「高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていること」、「登校拒否の事例がかなりの数にのぼること」等について懸念を示し、「過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと闘うために適切な措置をとること」等を日本政府に勧告しました。さらに、平成16年(2004年)1月28日の第2回審査においても、前回勧告のうち「差別の禁止、学校制度の過度に競争的な性格、そしていじめを含む学校での暴力に関する勧告については、十分なフォローアップが行われなかった」等として、再度の勧告を行いました。

日本政府は、批准当時、「条約締結によって、わが国が負うことになる義務は既存の国内 法令で実施可能であり、現行法令の改正を含め新たな国内立法措置は必要ではなく、また、 新たな予算措置も不要である」と言っていました。それだけでなく、国連子どもの権利委員 会から「再度の勧告」を受けたことからわかるように、日本政府は子どもの権利条約に対す る基本認識と姿勢において、きわめて消極的なのです。

## (2)権利侵害からの救済

私たちは、市民や子どもたちとの懇談会や出向き調査およびアンケートの結果からみて、 札幌の子どもたちの人権状況は基本的に、国連の子どもの権利委員会が日本の子どもたちに ついて語った懸念と同じだとの認識を深くもちました。

日々成長・発達する子どもたちにとっては、「今」がとても大事です。権利侵害があったとすれば、迅速に救済されなければなりませんが、札幌市にはそのための十分な制度がありません。私たちは、札幌の未来を担う子どもたちのために、地方自治体の自主法である「条例」によって条約の理念を現実化し、子どもたちの権利侵害状態を早急に改善していく必要があります。

## (3)子どもの権利に関する大人の認識・理解の促進

「権利と義務の神話」で述べたように、子どもの権利に対する大人たちの認識・理解がたりません。それが一つの要因となって、子どもの権利侵害状態が生み出されているといってもよいでしょう。そこで、私たちは保護者として、大人として、子どもをみる「まなざし」を変え、子どもへの関わり方を反省し、とらえ直さなければなりません。その契機となるのが「子どもの権利条例」の制定です。条例制定過程での議論や制定後の運用を通じて、大人の認識が少しずつ変わっていくと思うのです。すなわち、「子どもの権利条例」は、子どもばかりでなく、大人のための条例でもあるのです。

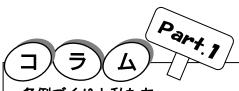
## (4)子どもの視点に立った「まちづくり」の推進

さらに、札幌市の「まちづくり」を考えた時、未来を担う子どもたちの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」を目指す必要があります。なぜなら、子どもにとって「やさしいまち」は、大人にとっても「住みやすいまち」に違いないからです。そのためには、まちづくりの過程に子どもたちが参加し、意見表明する機会を保障する必要がありますが、その法的根拠になるのが、「子どもの権利条例」なのです。

## (5)「子どもの最善の利益」を総合的に保障する法的な枠組みづくり

「憲章」・「宣言」・「計画」では、行政への法的拘束力はありませんが、「条例」は、「法」ですから子どもの権利救済や意見表明・参加の仕組みをつくる根拠になりますし、市長が交代したり、行政部局の担当者が替わっても子どもの権利を大切にした札幌市の子ども施策を守り、発展させることができるのです。

その意味で、「条例」は、子どもの権利条約と札幌の子どもたちをつなぐ架け橋といって よいでしょう。



条例づくりと私たち

~ 私が考える「子ども期」に大切だと思うこと~

[高校生委員 齊藤 綾乃]

皆さんは自分の「子ども期」を覚えていますか。「子ども期」の全てを幸せな環境で過ごした 方もいるかと思いますが、中にはそうでない方もいると思います。「悔しい・腹立たしい」など の思いを無意識のうちに子どもたちにも感じさせていませんか。

「子どもにとって大切なことは何か」私が考えることを3つ取り上げてみたいと思います。まず第一に、真剣に子どもの話に耳を傾けることです。その日あったことや願望などに、ただ適当な相槌をうつだけでなく、子どもの話を通して考えてほしいのです。子どもの言わんとしていることは何か、そして、今その子にとって必要なことは何なのか。大人と子どもでは物事の解釈が違って当然なので、意見が対立するのは仕方のないことだと思います。(大人も子どもを第一に思っての結論のはずです。)しかし、意見が対立した場合に、なぜ子どもの意見と大人の意見が違うのか、なぜ子どもの意見が通らないのかなど、感情的にならずお互いが納得のいくまで話し合う必要があるのではないでしょうか。そして、納得のいく説明を受けることが出来た子どもたちは、大人の意見を理解することが出来るはずです。

第二に、子どもが何か間違いを犯したときの大人の対応です。どんなに腹立たしく思っても、 ただ頭ごなしに叱るのではなく、失敗から学ばせることが、大人には必要なのだと思います。 起きてしまった事実を変えることは出来ませんし、しつこく叱っていても子どもが傷つくだけ です。そこで、子どもになぜ失敗したのか、その原因を理解させ、次また同じ失敗を繰り返さ ないように導きだすことが大人の対応だと思います。

そして第三に、大人の皆さんが「子ども期」を過ごして感じた嫌な思いを、子どもにはさせない努力が必要であるということです。ここでは、学業について、私と私の母の経験を交えてまとめてみたいと思います。私の母は、子どもの頃大人に「勉強しなさい」と口煩く言われ、それが原因で勉強が嫌いになったと話してくれたことがあります。母はその経験を通して、我が子には勉強は強制せずにただ見守るだけにしようと心に誓ったそうです。事実、今までに一度も「勉強しなさい」と催促されたことはありません。そのお陰で私は、勉強を苦だと思わずに、楽しく学ぶことが出来ています。この経験により感じたのは、子どもは元から勉強が嫌いだったわけではないはずだ、ということです。何らかの事情があって苦手意識を持ってしまっただけなのです。大人の対応としては、そこで追い討ちをかけるのではなく、子どもと共に原因を考え、また、その原因から抜け出すためのサポートをしてあげることではないでしょうか。しかしながら、学校では毎日のように「勉強しなさい」と言われます。また、授業の内容を理解出来なかった者に対する過度な指摘が、子どもの学習意欲をそぎ落としているように感じられます。このように、子どもの将来を考え幸せを願うが故の言動が逆に子どもを陥れる結果になることもあるのです。

子どもには分からないことが沢山あります。大人が考えていることや大人が子どもにどのようになってほしいかなど、根気よく伝えていくことで、子どもの価値観が変わるかも知れません。子どもを良くするも悪くするも、周りの大人にかかっているのではないかと、この「子どもの権利条例」づくりに参加して感じるようになりました。